



令和 3 年 10 月 5 日
千葉県税理士会
千葉西支部
支部長 芥川 誠
〒275-0016 習志野市津田沼 4-11-14
習志野商工会議所会館 2 階
電話 047-455-8200
F A X 047-452-1200

「 不 易 流 行 」

(題字及びテーマは支部長)

正会員 266 名 (うち税理士法人 18) 準会員 1 名 計 267 名



稲毛海岸

写真提供：山田晴夫会員



着任のご挨拶

千葉西税務署長 渡部 淳

千葉県税理士会千葉西支部会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今年の人事異動により、東京国税局課税第二部資料調査第三課長から千葉西税務署長を拝命いたしました渡部でございます。よろしくお願いいたします。

芥川支部長をはじめ役員並びに会員の皆様には、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な制限を受ける中、e-Tax の利用促進、租税教室の講師派遣など、税務行政に対しまして多大なるご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

税務署では、経済社会の国際化・ICT化など、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円

滑に実現する」という国税庁の使命を果たすべく、実現に向け業務改革に取り組んでおります。

業務改革の1つとして、令和3年12月下旬から千葉西及び千葉東税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

私どもといたしましては、内部事務センター化やインボイス制度など、新しい取り組みにも適切に対応できるよう、努めてまいりたいと考えておりますので、是非、皆様方より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、千葉県税理士会千葉西支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

千葉西税務署 定期人事異動による転出・転入者名簿

転 出 等		職 名	転 入 等	
氏 名	発 令 事 項		氏 名	前 任 部 署
菅田 進	局総務部・企画課・課長	署 長	渡部 淳	局・課二料三・課長
倉地 孝之	局・企画課(千葉西)・統括管理官	副署長(法)	植村 祥子	庁・課消軽・課長補佐
小宮山 豊	柏・総務課・総務課長	総務課長	尾崎 尚幸	局・調一国際・課長補佐
上田 右人	日本橋・管運1・統括徴官	管運1統括	保坂 賢治	千葉西・管運4・統括徴官
井形 真司	局・企画課(千葉西)・主任管理官	管運2統括		
杉浦 良浩	局・企画課(千葉西)・主任管理官	管運3統括		
保坂 賢治	千葉西・管運・統括徴官	管運4統括		
田中 幸宏	局・企画課(千葉西)・主任管理官	管運連調官		
小泉 修一	局徴収・特整8・総括主査	徴収1統括	末川 照二	局徴収・特官・主査
塚本 潤也	市川・個人1・統括調官	個人1統括	森 知紀	葛飾・個人1・統括調官
山本 英生	四谷・個人2・統括調官	個人2統括	佐々木 猛	足立・個人2・統括調官
藤森 瑞恵	局・企画課(千葉西)・主任管理官	個人4統括	森山 里織	千葉東・審専(個人)・審専官
秋元 直樹	局課一・審理課・総括主査	個人5統括	鈴木将一郎	成田・個人1・上席
田谷 和浩	退 職	資産2統括	久保田晋輔	杉並・資産2・統括調官
松永 幸男	芝・特官(法人)・特官	法人1統括	池谷 俊彦	東金・法人1・統括調官
相原 裕之	市川・法人5・統括調官	法人4統括	石井 孝	庁・課税部審理室・係長
岡崎 雅典	千葉南・法人4・統括調官	法人連調官	松山 晃	千葉東・総務課・課長補佐
鈴木 康久	館山・総務課・総務係長	総務係長	根岸 祐香	向島・総務課・総務係長
宮崎めぐみ	江戸川南・総務課・総務係長	会 計 係 長	森戸 広紀	千葉西・総務課・主任

租税教室の講師を担当して

望 月 順

6月10日に習志野市立大久保小学校、6月22日に習志野市立第六中学校で租税教室の講師を担当しました。

普段の生活で小中学生と接することがないため、最近の学生は真面目に授業を受けてくれるのか心配がありました。どちらの生徒も非常に真面目に授業に参加してくれたことに驚きと喜びを感じました。小学生はDVDを熱心に視聴し、問いかけには積極的に挙手して意見を出し合ってくれました。中学生も受験勉強が大変で居眠りしないかとの不安は杞憂で真っ直ぐな視線を講師の私に向けてくれました。少し時間が余ったため、質問を受け付けたところ、

- ・高校無償化に所得制限があるのはなぜか
- ・無税の国家は存在するのか

という私自身が考えさせられる質問が出ました。そして、授業終了後に「みんなの前では質問できなかったけれど、将来は税理士になりたいと思っています。そのためにどんな勉強をすべきでしょうか」と声をかけてくれた男子生徒もいました。

自分が中学生の時は、生意気ばかりでこんなに一生懸命授業を受けてはいなかったことを反省し、今の税理士の仕事の意義を見つめ直す絶好の機会となりました。

社会人の中にも税金の仕組みを知らない人はたくさんいます。未来の納税者である学生はもちろんのこと、既に納税者となった社会人にも租税を勉強する機会があれば、選挙投票率も上がり、税金の使い道をより厳しくチェックできるかもしれません。

霞 晴 久

6月22日に、租税教育の一環として、習志野市立第六中学校を訪問いたしました。私は、3年生を担当しましたが、事前に大変おとなしいクラスだと聞いていたので、開口一番やや大きな声で話し始めたものの反応は鈍く、「すべったかな」というのが第一印象でした。

最初に15分ほど「アナザーワールド」というDVDを視聴してもらいましたが、税のない世界はどうなるかという内容がシリアスで、これは生徒にインパクトがあったと感じました。江守徹さんのナレーションも迫力があって、内容がうまく生徒に伝わったと思います。ただ、同DVDには、ガラケーやブラウン管テレビなどが登場しており、ちょっと時代背景が古いかな、とも感じましたので、同DVDもアップデートが必要と感じました。

講義は事前に用意されたパネルを黒板に張り付けながら話を進めるスタイルでしたが、講師は税理士会から派遣されてきたという設定となっていたため、生徒が税について学ぶと共に、税理士という職業を知ってもらう良い機会と考え、折に触れ税理士の仕事を強調するよう心掛けました。

生徒たちが一番関心を持ったのは、やはり1億円の札束のレプリカでしたが、「持てみたい？」という問いかけに、真っ先に1名の男子生徒が手を挙げてくれ、本人は、実際持ってみると「重い、重い」といっていたので、貴重な経験をしてもらったと思います。この辺りから、生徒の方もやや打ち解けた雰囲気となりましたが、講義時間もここで終了となりました。



制度部

令和3年7月15日

千葉県税理士会
千葉西支部 制度部

令和5年度税制改正要望書意見書（要約）

本書は、千葉西支部会員に対し意見募集を行い、会員より寄せられた意見・要望の中から制度部において意見の集約整理をするとともに、前年の意見書に寄せられた事項についても検討を加えたものである。

なお、本意見書の作成にあたっては、「現代社会に適合した公平な税制を目指すとともに、納税事務の簡素化及び事務負担の軽減を目的とする」を基本方針として取りまとめている。

1. 国税通則法・税務行政手続関係

- (1) 取り下げ書の法整備について 継続
「取り下げ書」について所要の法整備をおこなない法的位置付けを明確にするべきである。
- (2) 死亡により振替納税が不可能となった場合の延納及び延滞税に関する適用について (通法34の2) 継続
納税者が振替納付期前に死亡した場合には、その相続人等が一定期間内に納付したときは、申告期限までに納付したものと取り扱うべきである。
- (3) 法人の口座振替納付の創設 継続
法人についても、法人税、消費税について個人同様に口座振替納付を拡充する。

なお、諸外国においては米国が翌年4月15日としているなど、3か月以上の申告期限を置く国も多く、我が国においても、コロナ感染症対応とはいえ4月15日として実績がある。

- (2) 親族に対する対価の必要経費の算入について (所法56、57) 継続
事業者から対価を受ける親族がいる場合の必要経費の特例を改め、生計を一にする親族であっても、これらの者に対して支払う賃借料・報酬等について、その相当額の必要経費の算入を認めるべきである。
- (3) 公営競技の払戻金に対する課税について 継続
競馬競輪競艇等の投票券の払戻金については非課税とする。
- (4) 証券取扱い業者等の取り扱う金融商品について 継続
証券取扱い業者が取扱う金融商品について、その課税形態（一般株式、証券投資信託、証券投資信託（海外）（国内）公社債投資信託・雑・総合譲渡等の課税上の取扱い科目）を取引報告書・商品パンフレット等に記載する商品名に併記することを義務付けることを要望する。
- (5) 譲渡所得税における予定申告制度の創設について 継続
不動産等の譲渡等があった場合において、その譲渡日以後申告期限までの間に譲渡所得税及び譲渡住民税について予定申告・予定納税ができる制度を新設すべきである。

2. 国税共通

- (1) 印紙税について 継続
印紙税法の廃止を要望する。

3. 所得税関係

- (1) 確定申告期限の繰り下げ（所法120）新規
所得税の確定申告期限を4月15日とする。

【理由】

所得税及び消費税の正確な申告書作成には、十分な準備期間が必要である。また、現在、消費税についてインボイス制の導入に伴い、複雑な会計処理が求められるなど、必要以上に手間を要する改正が行われている。これを実現するには、3月15日を申告期限としている現在の制度ではあまりに短い。

4. 源泉所得税関係

- (1) 源泉所得税の納付期限の見直しについて
(所法 183) 継続
源泉所得税の納付期限について、翌月末日と改めると共に、納期の特例の期限についてもそれぞれ 1 月末及び 7 月末と改める。
- (2) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請の提出時期について (所法 217) 継続
新たに源泉徴収義務者となった法人及び個人については、その提出期限を、設立から 3 月以内もしくは、納期の特例による納期限のいずれか早い日までその提出期限を延長し、かつ、その提出の効果を生じた日又は新たに源泉徴収義務者となった日まで遡及して適用すべきである。

5. 法人税関係

- (1) 役員給与の取り扱いについて (法法 34 ①) 継続
役員給与について原則損金算入とし、不相当に高額なもののみを損金不算入の対象とすべきである。
- (2) 相当の地代の見直し (法令 137 法通 13 - 1 - 2) 継続
相当の地代を次の通り改定する。

$$\text{自用地評価額} \times \text{基準年利率 (長期)} + \text{固定資産税額} = \text{年間の相当な地代}$$

6. 消費税関係

- (1) 複数税率の廃止について 継続
納税額の算定にあたり企業側の負担の大きい複数税率を廃止する。
- (2) 小規模事業者の申告不要制度の創設について (消法 9 条 - 12 条の 2) 継続
全事業者を消費税課税事業者と指定するとともに、小規模事業者に対して、申告不要制度を創設し、事務負担の軽減を図るべきである。
- (3) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例について (消法 37) 継続
簡易課税制度選択期間中においても、常に原則課税制度による申告を可能とする制度とすべきである。

- (4) 一括比例配分方式の継続適用義務について (消法 30 ⑤) 継続
一括比例配分方式の継続適用義務を廃止すべきである。
- (5) 課税売上割合の計算方法について (消法令 48) 継続
課税売上割合の算定にあたって、固定資産の譲渡及び投資性資産の譲渡についても、有価証券の譲渡同様に、その算入に一定の制限をすべきである。

7. 相続税関係

- (1) 債務控除について (相法 13 条) 継続
債務及び葬式費用の控除対象者を「相続又は遺贈により財産を取得したすべての者」とすべきである。
- (2) 贈与税の申告期限について (相法 28 条) 継続
贈与時から、翌年 3 月 15 日までの間において、贈与税の申告書の提出及び納税手続きを可能とする制度を要望する。
- (3) 相続税の申告期限について (相法 27 条) 継続
相続税の申告期限を相続の開始があったことを知った日から 1 年以内とする。

8. 地方税関係

- (1) 個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数について (地法 320) 継続
個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数を 12 回に拡充する。
- (2) 個人住民税の特別徴収について 継続
個人住民税の特別徴収に関しては、給与受給者の選択制とすること。
- (3) 中小企業者に係る事業税の収入割について 継続
中小企業者の電気・ガス供給業については、事業税の課税標準を、一般の事業と同様に所得課税である所得割とすべきである。

※紙面の都合上、千葉県税理士会 調査研究部に提出したものの中から、提案理由を削除し、要約したものである。

各部だより

総務部

江野澤 藤 利

〈行事予定〉

○10月15日(金) 幹事会・例会・連絡協議会

場所：習志野商工会議所

○12月15日(水) 例会・連絡協議会・忘年会

場所：ホテル ザ・マンハッタン

○12月15日(水)

場所：ホテル ザ・マンハッタン

演題：未定

講師：税理士 岩下忠吾 氏

○令和4年1月21日(金)

場所：習志野商工会議所

演題：「確定申告について」

講師：千葉西税務署 担当官

厚生部

豊 田 慎 樹

〈行事予定〉

○12月9日(木) 第4回支部ゴルフコンペ

場所：未定

※以下の行事は中止となりました。

支部対抗ソフトボール大会

支部対抗テニス大会

囲碁・将棋大会

支部対抗ボウリング大会

支部親睦旅行

秋季支部対抗チャリティコンペ

第3回支部ゴルフコンペ

税務支援対策部

桑 原 正 樹

会員の皆様方におかれましては、平素より税務支援対策部の活動にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、10月中にアンケート(令和3年度の確定申告無料相談会に関するもの)を実施する予定です。確定申告無料相談会における会員の割り振りの参考にいたしますので、アンケート用紙の回収(期日厳守)にご協力下さいますようお願い申し上げます。

研修部

関 雅 一

〈今後の研修予定〉

○10月15日(金)

場所：習志野商工会議所

演題：「事業承継税制

～非上場株式の納税猶予の実務～」

講師：税理士 松本好正 氏

○11月19日(金)

場所：習志野商工会議所

演題：「年末調整について」

講師：千葉西税務署 担当官



優勝：齋藤 敏夫 会員

6月2日(水)

第1回千葉西支部ゴルフコンペ

姉ヶ崎カントリークラブ

会員の異動

○新入会員



曾我 勝一
令和3年7月19日(新規入会)
千葉市美浜区真砂
4-1-11-307

TEL 043-376-6303
趣味 空手(初段)、柔道(初段)
日本史、ピアノ、ギター、
ゴルフ



仁上 直哉
令和3年7月31日(東京会より)
習志野市本大久保1-7-6-2
TEL 047-472-6717
趣味 音楽鑑賞(70~80年代)
家飲み



神道 敏彦
令和3年8月12日(東京会より)
習志野市藤崎3-8-19
TEL 090-8349-8097
趣味 レーシングカート参戦
モータースポーツ観戦
ゴルフ



室岡 哲也
令和3年8月26日(新規入会)
千葉市美浜区真砂5-6-12
TEL 043-305-5343
趣味 バイクツーリング
ライブ観戦



刈込 三男
令和3年9月15日(千葉東支部より)
千葉市美浜区打瀬3-7
パティオス21番街230号
TEL 043-376-3979

中澤 裕
令和3年9月4日(船橋支部より)
千葉市花見川区作新台
2-4-47
TEL 043-250-2689

税理士法人桜井会計
令和3年8月2日(新規入会)
千葉市花見川区花園1-4-2
TEL 043-275-3901
社員税理士 櫻井政司

○開業→本店社員

櫻井 政司
千葉市花見川区花園1-4-2
税理士法人桜井会計
TEL 043-275-3901

○事務所変更

鳶崎 公男
千葉市花見川区花園1-20-2
TEL 043-306-3117

○退会会員

山下 恭平 令和3年8月19日(茂原支部へ異動)

編集後記

皆さんは、東京2020オリンピック・パラリンピックご覧になっていたでしょうか。

残念ながらこの時期は、新型コロナウイルス禍にあり、テレビ観戦を余儀なくされたと思います。私も時々観戦させていただきました。

この、二大会を通じて特に印象的だったのが、パラリンピック伴走者となって、競技者に寄り添いゴールにたどり着き金メダルを得た瞬間、感謝の意を表すと共に表彰式で競技者が伴走者に掛けてあげた金メダル(涙)。競技者が終わってインタビューを受けて口々にする言葉が「関係者皆さんからの協力によって参加することができて感謝!!」でした。

私たちの広報部も皆さんからのご協力によって、機関紙・租税教室などが成り立っています。ありがとうございました。今後ともどうかよろしく願いいたします。

(澤里 忠良)

そうだ、「日税」に聞こう！

事業承継・M&A

先生と一緒に関与先の
問題解決に当たります！

不動産の相談

売買・相続対策・
有効活用等

保険の有効活用

事業保障・
役員退職金準備等

様々な集金業務

税理士事務所の顧問料、
関与先の集金、支部会費等

最新知識の習得 職員教育

各種研修

関与先のお困りごと

事務所の選定

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、私たち日税グループは1972年の創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。

どんなに時代が変わっても、私たちの想いは変わることはありません。
これまでも、そしてこれからも、税理士先生とその関与先様のために――。



日税グループ

株式会社 日税ビジネスサービス
TEL.0120-155-551

株式会社 日税不動産情報センター
TEL.03-3346-2220

株式会社 共栄会保険代行
TEL.0120-922-752

株式会社 日税サービス
TEL.0120-312-112

株式会社 日税経営情報センター
TEL.03-3345-0600

